

第 22 編 用排水機場編

第1章 用排水機場下部

第1節 適 用

農業農村整備事業における用排水機場下部工事（ポンプ及びその他付属設備の製作据付工事は除く）の施工については、第6編第6章排水機場の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**、下記の基準類及び第1編から第3編に掲げる適用すべき諸基準による。また、この諸基準は、最新版を適用する。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

農林水産省 土地改良事業計画設計基準 ポンプ場 (平成18年3月)

日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成 27 年 3 月)